

九州ITS利活用研究会

QPITS / Practice group of ITS in Kyushu

第6回会合資料 ワーキンググループ2

2012年5月8日

九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)

著作権法の一部を改正する法律(平成22年1月1日施行)

著作権法の一部を改正する法律の概要

- ・インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている
- ・違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている
- ・障害者の情報格差が拡大している



著作権をめぐる早急な環境整備が必要

改正の趣旨

骨太方針2007等に基づき、電子化された著作物等（デジタルコンテンツ）の流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る。

改正の概要

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

様々な社会的要請を踏まえ、権利者の許諾なく次の行為を行えるようにする。

- インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等
- 過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用
- 国立国会図書館における所蔵資料の電子化
- その他（インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製、電子機器利用時に必要な複製）

2. 違法な著作物の流通抑止

権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、次の措置を講じる。

- インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする（罰則あり）
- 違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする（罰則なし）

3. 障害者の情報利用の機会の確保

障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大する。

- 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
- 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
- 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

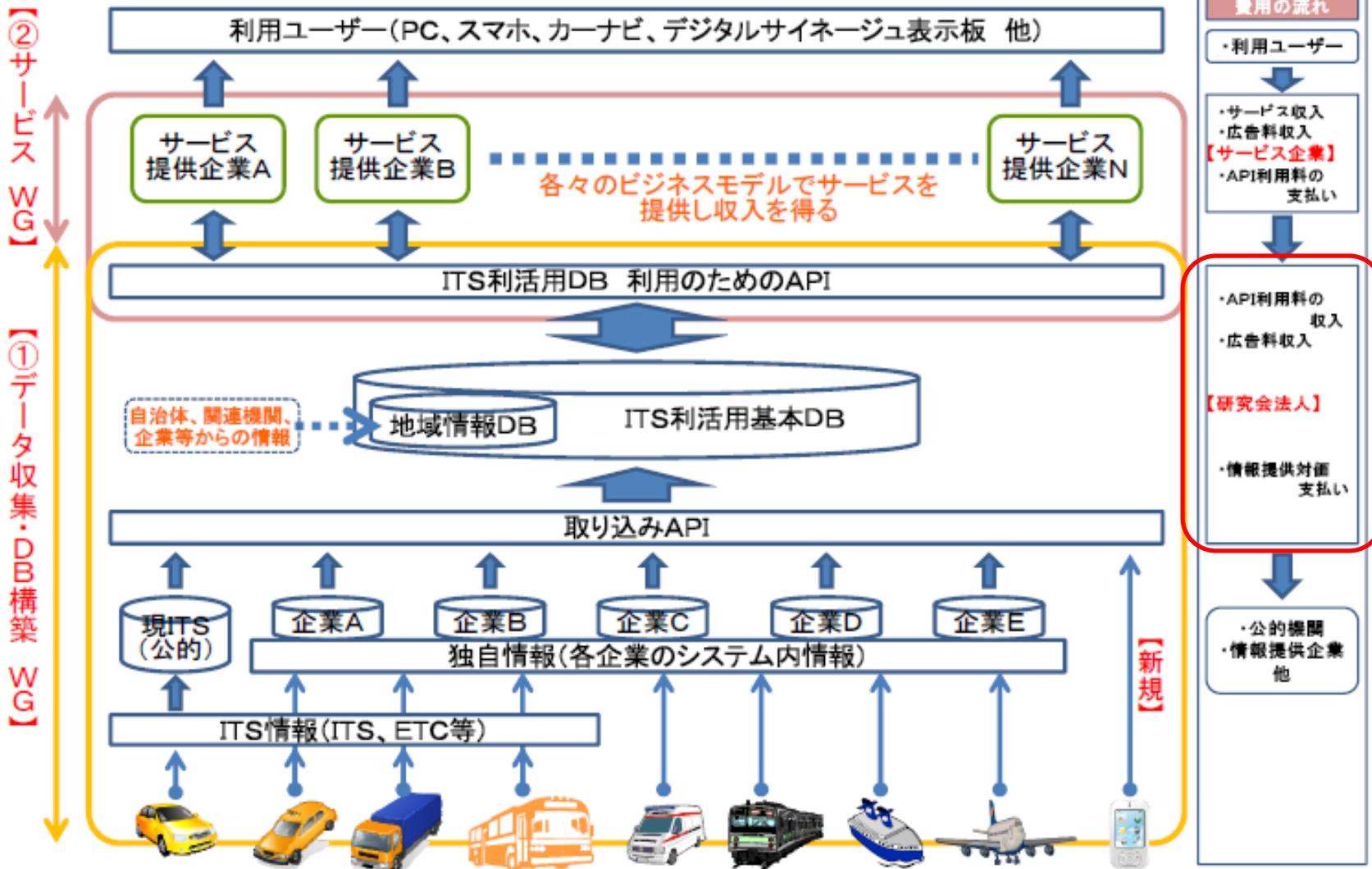
4. その他

- 登録原簿の電子化

施行期日

平成22年1月

ITS利活用研究会のスキーム(取組み、収入等)

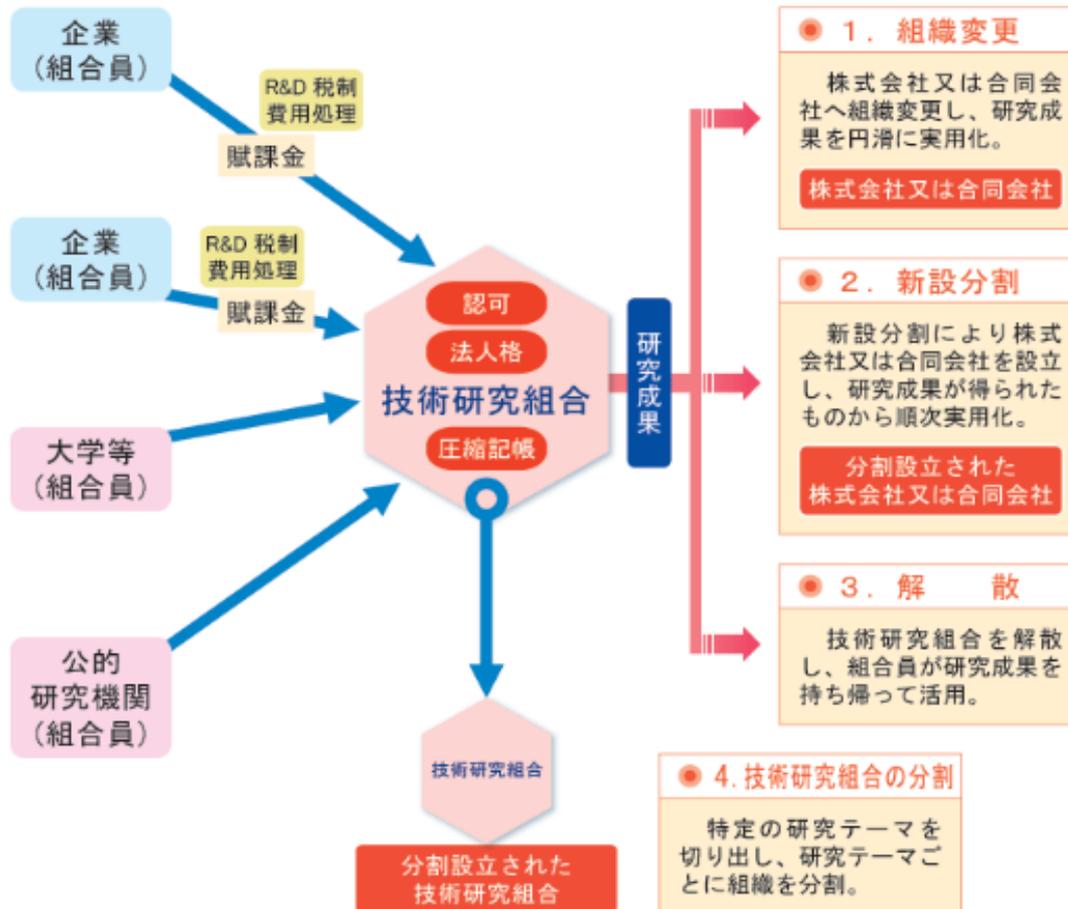


技術研究組合とは

技術研究組合は、産業活動において利用される技術に関して、組合員が自らのために共同研究を行う相互扶助組織(非営利公益法人)です。各組合員は、研究者、研究費、設備等を出しあって共同研究を行い、その成果を共同で管理し、組合員相互で活用します。

平成21年の改正により、研究開発終了後に会社化して研究成果の円滑な事業化が可能になるなど、従来よりも使いやすい制度になりました。今後は、大企業、中小ベンチャー企業、大学・公的研究機関等により幅広く活用されることが期待されます。

技術研究組合制度の概要



■参考:法人格

1. 技術研究組合とは、産業活動において利用される技術に関して、組合員が自らのために共同研究を行う相互扶助組織(非営利公益法人)です。各組合員は、研究者、研究費、設備等を出しあって共同研究を行い、その成果を共同で管理し、組合員相互で活用します。

2. 社団法人とは、一定の目的で構成員(社員)が結合した団体(社団)のうち、法律により法人格が認められ権利義務の主体となるもの(法人)をいう。

3. 有限責任事業組合とは、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(Limited Liability Partnership; LLP)は、事業を目的とする組合契約を基礎に形成された企業組織体である。すべてのパートナーについて、その責任が限定されているのが特徴である。

QPITSのAPI(著作権)利活用センターの役割(案)

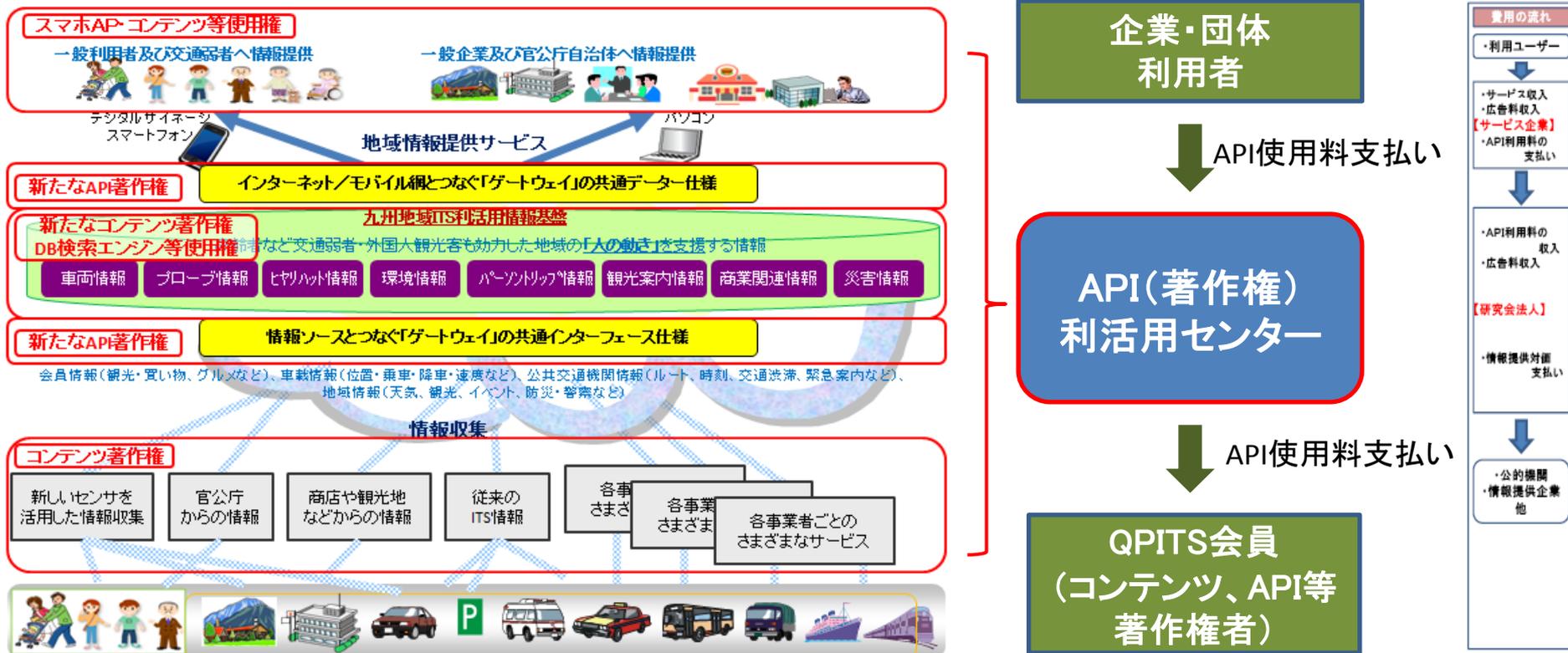
■著作権管理団体等とは、著作権等管理事業法(平成13年10月1日施行)により、著作物を使用する様々な個人や集団から、著作権者に対する著作権使用料を代行して徴収する団体で、作品に対するライセンスを与えたり、使用料を徴収する権限を持っている場合もある。この権限は、法令の一部、あるいは、著作権者との契約により、著作権者に利益を与えるために使用される。(出典:ウィキメディアより)

■主な業務

1. 事業に関わる著作権・使用権の一括管理
2. 企業・団体のAPI利用に関わる使用料徴収
3. 企業・団体利用者コンテンツ提供開発に関わるAPI使用に伴う、以下の著作権者へのAPI使用料支払い

主なAPI

- ①コンテンツ登録・取り込みAPI
- ②コンテンツ検索・解析等エンジンAPI など
- ③コンテンツDB利用API



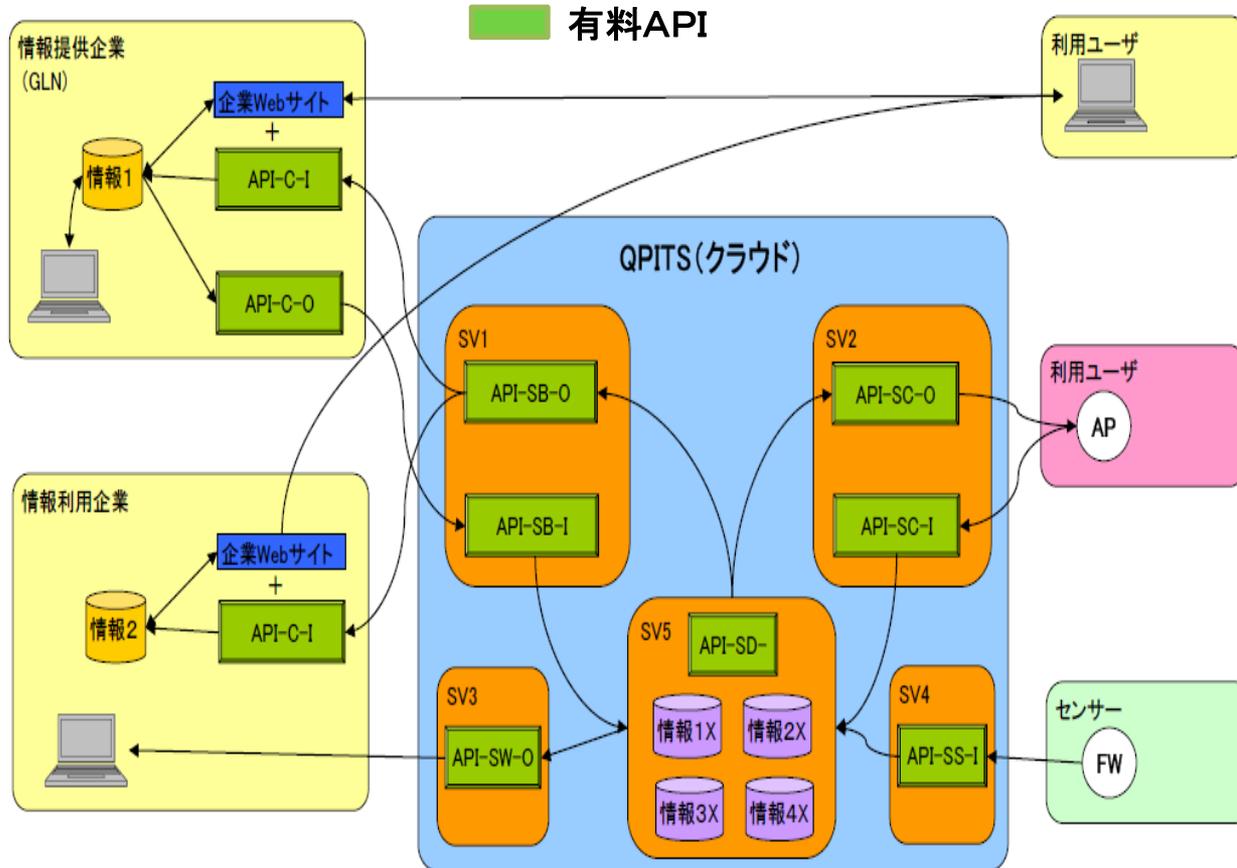
API利活用における収入(案)概要

■有料APIの位置づけ

地域ITS利活用情報基盤を活用したクラウドサービス

事業化計画より

QPITS 2012年4月



■参考

国際標準化機構 (ISO) によって制定された、異機種間のデータ通信を実現するためのネットワーク構造の設計方針「開放型システム間相互接続 (Open Systems Interconnection, OSI)」に基づいて通信機能を以下の7階層 (レイヤ) に分割する。

第7層 - アプリケーション層

具体的な通信サービス (例えばファイル・メールの転送、遠隔データベースアクセスなど) を提供。HTTPやFTP等の通信サービス。

第6層 - プレゼンテーション層

データの表現方法 (例えばEBCDICコードのテキストファイルをASCIIコードのファイルへ変換する)。

A
P
I

第5層 - セッション層

通信プログラム間の通信の開始から終了までの手順 (接続が途切れた場合、接続の回復を試みる)。

第4層 - トランスポート層

ネットワークの端から端までの通信管理 (エラー訂正、再送制御等)。

第3層 - ネットワーク層

ネットワークにおける通信経路の選択 (ルーティング)。データ中継。

第2層 - データリンク層

直接的 (隣接的) に接続されている通信機器間の信号の受け渡し。

第1層 - 物理層

物理的な接続。コネクタのピンの数、コネクタ形状の規定等。銅線-光ファイバ間の電気信号の変換等。

■有料APIの支払い(案)

1. QPITS (著作権帰属) や参加企業団体など開発したAPI (7階層の第4層~第4層) を開示し、利用者から使用料を徴収する。
2. APIの価格設定※等は、開発者から申請し第三者委員会などで審査・協議のうえ決定する。
※期限を設け価格を評価する。
3. 利用者から徴収したAPI使用料は、利用実績数など考慮したうえAPIの設定価格〇〇%を支払う。